

平成23年度 国民健康保険特別会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	1. 総務費	事業名	1. 国民健康保険一般事務費	課長	
項	1. 総務管理費	細事業名		副主幹	
目	1. 一般管理費	担当課・係	健康保険課 (執行課: 健康保険課)	担当	
				連絡先	

予算分析	経常経費	継続事業	単独事業	(単位: 千円)							
	(歳入)	(歳出)	財源内訳	繰入金							一般財源
要求額	53,506	53,506	要求	53,506							0
決定額			決定								

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施 策								
		施策体系コード					事業番号			
		総事業費					事業期間			
		年度別事業費								
			(事業実施に関する根拠法令) 国民健康法、同施行令 佐倉市国民健康保険条例							

<事業に関する説明>

< 事業に関する説明 >

(事業の説明) 適正で安定的な国民健康保険事業運営を継続するための事務経費	(事業の目的) 国民健康保険事業の運営に要する費用。	(事業の効果) 国民健康保険資格の管理及び医療給付の適正な運営を図ることができる。
(事業実施上の問題点) 度重なる制度改正や景気の低迷により、国保資格の取得及び喪失、保険給付に係る窓口事務等、一般管理業務が複雑化するとともに取扱い件数も増大している。	(前年度からの見直し点)	(見積についての特記事項)

平成23年度 国民健康保険特別会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	1. 総務費	事業名	1. 連合会負担金等の経費	課長	
項	1. 総務管理費	細事業名		副主幹	
目	2. 連合会負担金	担当課・係	健康保険課 (執行課： 健康保険課)	担当	
				連絡先	

予算分析	經常経費	継続事業	単独事業	(単位: 千円)							
	(歳入)	(歳出)	財源内訳	繰入金							一般財源
要求額	4,467	4,467	要求	4,467							0
決定額			決定								

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施 策									
		施策体系コード*					事業番号				
		総事業費					事業期間				
		年度別事業費									
(事業実施に関する根拠法令)											
＜事業に関する説明＞											

< 事業に関する説明 >

(事業の説明) 国民健康保険法に基づき、会員である保険者が共同して、国保事業の円滑な推進に寄与するために設立された国民健康保険団体連合会の事業に充てられる事務経費を分担して負担する。	(事業の目的) 国民健康保険法に基づき、会員である保険者が共同してその目的を達成する為に必要な事業を行うこと。国民健康保険団体連合の各種事業により各保険者(市町村)独自では困難な事業を円滑に行われるようにする。	(事業の効果) 国民健康保険団体連合の各種事業により各保険者(市町村)が円滑に国保事業を遂行することができる。
(事業実施上の問題点)	(前年度からの見直し点)	(見積についての特記事項)

平成23年度 国民健康保険特別会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	1. 総務費	事業名	1. 国民健康保険運営協議会費	課長	
項	3. 運営協議会費	細事業名		副主幹	
目	1. 運営協議会費	担当課・係	健康保険課 (執行課: 健康保険課)	担当	
				連絡先	

予算分析	経常経費	継続事業	単独事業	(単位: 千円)							
	(歳入)	(歳出)	財源内訳	繰入金							一般財源
要求額	408	408	要求	408							0
決定額			決定								

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施 策								
		施策体系コード					事業番号			
		総事業費					事業期間			
		年度別事業費								
＜事業に関する説明＞		(事業実施に関する根拠法令) 国民健康保険法、同施行令 佐倉市国民健康保険条例								

< 事業に関する説明 >

(事業の説明) 佐倉市国民健康保険事業の運営(予算・決算・条例改正・税率改正等)について、市長からの諮問事項を審査し答申する。	(事業の目的) 国民健康保険運営協議会は、国民健康保険の運営に関して必要な関係者による専門的な意見の交換や調査、審議、さらに市長への意見具申等を行うために設けられている。 答申により、市長に判断材料を提供することで、国民健康保険事業の健全な運営を図る。	(事業の効果) 議会という場以外の場において、住民の各側の代表を国保事業に関与させ、それぞれの立場の利害を調整して国民健康保険の事業運営を円滑に進めることができる。
(事業実施上の問題点)	(前年度からの見直し点)	(見積についての特記事項)

平成23年度 国民健康保険特別会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	2. 保険給付費	事業名	1. 一般被保険者療養給付費	課長	
項	1. 療養諸費	細事業名		副主幹	
目	1. 一般被保険者療養給付費	担当課・係	健康保険課 (執行課： 健康保険課)	担当	
				連絡先	

予算分析	經常経費	継続事業	単独事業	(単位: 千円)							
	(歳入)	(歳出)		財源内訳	国庫支出金	県支出金	共同事業交付金	繰入金	前期高齢者交付金		一般財源
要求額	9,119,536	9,722,034		要求	1,729,156	336,465	1,754,226	429,212	4,870,477		602,498
決定額				決定							

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施 策								
		施策体系コード				事業番号				
		総事業費				事業期間				
		年度別事業費								
		(事業実施に関する根拠法令) 国民健康保険法								

<事業に関する説明>

< 事業に関する説明 >

(事業の説明) 国民健康保険法に基づき、一般被保険者に対し、疾病や負傷の治療を目的とした一連の医療サービスを現物給付する。(自己負担分を除いた保険者負担分についての給付)	(事業の目的) 一般被保険者が現物給付としての医療給付を受けられるようにするため、医療機関等へ診療報酬を支払う。	(事業の効果) 保険医療機関において被保険者証の提示により、現物給付による医療給付を受けることができる。
(事業実施上の問題点)	(前年度からの見直し点)	(見積についての特記事項)

平成23年度 国民健康保険特別会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	2. 保険給付費	事業名	1. 退職被保険者等療養給付費	課長	
項	1. 療養諸費	細事業名		副主幹	
目	2. 退職被保険者等療養給付費	担当課・係	健康保険課 (執行課： 健康保険課)	担当	
				連絡先	

予算分析	経常経費	継続事業	単独事業	(単位: 千円)							
	(歳入)	(歳出)	財源内訳	療養給付費交付金							一般財源
要求額	543,457	744,202	要求	543,457							200,745
決定額			決定								

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施 策								
		施策体系コード				事業番号				
		総事業費				事業期間				
		年度別事業費								
		(事業実施に関する根拠法令) 国民健康保険法								

<事業に関する説明>

< 事業に関する説明 >

(事業の説明) 国民健康保険法に基づき、退職被保険者に対し、疾病や負傷の治療を目的とした一連の医療サービスを現物給付する。(自己負担分を除いた保険者負担分についての給付)	(事業の目的) 退職被保険者本人及び被扶養者が現物給付としての医療給付を受けられるようにするため医療機関等へ診療報酬を支払う。	(事業の効果) 保険医療機関において被保険者証の提示により、現物給付による医療給付を受けることができる。
(事業実施上の問題点)	(前年度からの見直し点)	(見積についての特記事項)

平成23年度 国民健康保険特別会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	2. 保険給付費	事業名	1. 一般被保険者療養費	課長	
項	1. 療養諸費	細事業名		副主幹	
目	3. 一般被保険者療養費	担当課・係	健康保険課 (執行課: 健康保険課)	担当	
				連絡先	

予算分析	経常経費	継続事業	単独事業	(単位: 千円)							
	(歳入)	(歳出)		財源内訳	国庫支出金	県支出金	繰入金	前期高齢者交付金			一般財源
要求額	108,509	145,953		要求	25,959	4,006	5,425	73,119			37,444
決定額				決定							

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施 策								
		施策体系コード				事業番号				
		総事業費				事業期間				
		年度別事業費								
		(事業実施に関する根拠法令) 国民健康保険法								

<事業に関する説明>

<事業に関する説明>

(事業の説明) 医療費を全額自己負担した時など、一般被保険者に対して、申請により審査機関を通ったものに対して、自己負担額を控除した分を後から支給する。	(事業の目的) 緊急その他やむをえない理由により、保険給付を受けられなかった場合、被保険者が費用を一時支払い事後に保険給付分を現金で支払う。	(事業の効果) 早期に医療給付を受けることができる。
(事業実施上の問題点)	(前年度からの見直し点)	(見積についての特記事項)

平成23年度 国民健康保険特別会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	2. 保険給付費	事業名	1. 退職被保険者等療養費	課長	
項	1. 療養諸費	細事業名		副主幹	
目	4. 退職被保険者等療養費	担当課・係	健康保険課	担当	
				(執行課: 健康保険課)	
				連絡先	

予算分析	経常経費	継続事業	単独事業	(単位: 千円)							
	(歳入)	(歳出)		財源内訳	療養給付費交付金						一般財源
要求額	6,586	9,019		要求	6,586						2,433
決定額				決定							

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施 策								
		施策体系コード					事業番号			
		総事業費					事業期間			
		年度別事業費								
			(事業実施に関する根拠法令) 国民健康保険法							

<事業に関する説明>

<事業に関する説明>

(事業の説明) 医療費を全額自己負担した時など、退職被保険者に対して、申請により審査機関を通ったものに対して、自己負担額を控除した分を後から支給する。	(事業の目的) 緊急その他やむをえない理由により、保険給付を受けられなかった場合、被保険者が費用を一時支払い事後に保険給付分を現金で支払う。	(事業の効果) 早期に医療給付を受けることができる。
(事業実施上の問題点)	(前年度からの見直し点)	(見積についての特記事項)

平成23年度 国民健康保険特別会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	2. 保険給付費	事業名	1. 審査支払手数料	課長	
項	1. 療養諸費	細事業名		副主幹	
目	5. 審査支払手数料	担当課・係	健康保険課 (執行課： 健康保険課)	担当	
				連絡先	

予算分析	經常経費	継続事業	単独事業	(単位: 千円)							
	(歳入)	(歳出)	財源内訳								一般財源
要求額	0	37,113	要求								37,113
決定額			決定								

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施 策									
		施策体系コード*					事業番号				
		総事業費					事業期間				
		年度別事業費									
(事業実施に関する根拠法令)											
＜事業に関する説明＞											

< 事業に関する説明 >

(事業の説明) 保険医療機関が算定し、保険者に請求する診療報酬の内容及び支払事務に対する手数料を千葉県国民健康保険団体連合会に支払う。	(事業の目的) 千葉県国民健康保険団体連合会が委託を受け、各医療機関からの診療報酬明細書のチェックをする。	(事業の効果) 国民健康保険事務の適正な執行を図ることができる。
(事業実施上の問題点)	(前年度からの見直し点)	(見積についての特記事項)

平成23年度 国民健康保険特別会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	2. 保険給付費	事業名	1. 一般被保険者高額療養費	課長	
項	2. 高額療養費	細事業名		副主幹	
目	1. 一般被保険者高額療養費	担当課・係	健康保険課 (執行課: 健康保険課)	担当	
				連絡先	

予算分析	経常経費	継続事業	単独事業	(単位: 千円)							
	(歳入)	(歳出)	財源内訳	国庫支出金	県支出金	繰入金	前期高齢者交付金				一般財源
要求額	801,182	1,077,658	要求	191,671	29,579	40,054	539,878				276,476
決定額			決定								

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施 策								
		施策体系コード					事業番号			
		総事業費					事業期間			
		年度別事業費								
＜事業に関する説明＞		(事業実施に関する根拠法令)								

<事業に関する説明>

(事業の説明) 高額療養費の支給をする。	(事業の目的) 一般被保険者が重傷等で多額の医療費を必要とする場合に医療保険の機能を十分に果たし得ない欠点を取り除き、その機能をよりよく働かせる。	(事業の効果) 被保険者の過重な自己負担の軽減を図る。
(事業実施上の問題点)	(前年度からの見直し点)	(見積についての特記事項)

平成23年度 国民健康保険特別会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	2. 保険給付費	事業名	1. 退職被保険者等高額療養費	課長	
項	2. 高額療養費	細事業名		副主幹	
目	2. 退職被保険者等高額療養費	担当課・係	健康保険課 (執行課: 健康保険課)	担当	
				連絡先	

予算分析	経常経費	継続事業	単独事業	(単位: 千円)							
	(歳入)	(歳出)	財源内訳	療養給付費交付金							一般財源
要求額	70,486	96,523	要求	70,486							26,037
決定額			決定								

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施 策								
		施策体系コード				事業番号				
		総事業費				事業期間				
		年度別事業費								
			(事業実施に関する根拠法令)							
＜事業に関する説明＞										

<事業に関する説明>

(事業の説明) 高額療養費の支給をする。	(事業の目的) 退職被保険者が重傷等で多額の医療費を必要とする場合に医療保険の機能を十分に果たし得ない欠点を取り除き、その機能をよりよく働かせる。	(事業の効果) 被保険者の過重な自己負担の軽減を図る。
(事業実施上の問題点)	(前年度からの見直し点)	(見積についての特記事項)

平成23年度 国民健康保険特別会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	2. 保険給付費	事業名	1. 一般被保険者高額介護合算療養費	課長	
項	2. 高額療養費	細事業名		副主幹	
目	3. 一般被保険者高額介護合算療養費	担当課・係	健康保険課 (執行課： 健康保険課)	担当	
				連絡先	

予算分析	経常経費	継続事業	単独事業	(単位:千円)							
	(歳入)	(歳出)		財源内訳	国庫支出金	県支出金	繰入金	前期高齢者交付金			一般財源
要求額	1,078	1,450		要求	258	40	54	726			372
決定額				決定							

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施 策									
		施策体系コード					事業番号				
		総事業費					事業期間				
		年度別事業費									
(事業実施に関する根拠法令)											
＜事業に関する説明＞											

<事業に関する説明>

(事業の説明) 国民健康保険の世帯に介護保険受給者がいる場合に、高額療養費の算定対象世帯単位で、医療と介護の自己負担額を合算し、自己負担額を超える額を支給する。	(事業の目的) 医療保険及び介護保険の自己負担の合計額が著しく高額になる場合に負担を軽減する。	(事業の効果) 被保険者の過重な自己負担の軽減を図る。
(事業実施上の問題点)	(前年度からの見直し点)	(見積についての特記事項)

平成23年度 国民健康保険特別会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	2. 保険給付費	事業名	1. 退職被保険者高額介護合算療養費	課長	
項	2. 高額療養費	細事業名		副主幹	
目	4. 退職被保険者高額介護合算療養費	担当課・係	健康保険課 (執行課: 健康保険課)	担当	
				連絡先	

予算分析	経常経費	継続事業	単独事業	(単位: 千円)							
	(歳入)	(歳出)	財源内訳	療養給付費交付金							一般財源
要求額	212	290	要求	212							78
決定額			決定								

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施 策								
		施策体系コード				事業番号				
		総事業費				事業期間				
		年度別事業費								
			(事業実施に関する根拠法令)							
＜事業に関する説明＞										

<事業に関する説明>

(事業の説明) 医療保険及び介護保険の自己負担の合計額が著しく高額になる場合に負担を軽減する。	(事業の目的) 医療保険及び介護保険の自己負担の合計額が著しく高額になる場合に負担を軽減する。	(事業の効果) 被保険者の過重な自己負担の軽減を図る。
(事業実施上の問題点)	(前年度からの見直し点)	(見積についての特記事項)

平成23年度 国民健康保険特別会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	2. 保険給付費	事業名	1. 一般被保険者移送費	課長	
項	3. 移送費	細事業名		副主幹	
目	1. 一般被保険者移送費	担当課・係	健康保険課 (執行課: 健康保険課)	担当	
				連絡先	

予算分析	経常経費	継続事業	単独事業	(単位: 千円)							
	(歳入)	(歳出)		財源内訳	国庫支出金	県支出金	繰入金	前期高齢者交付金			一般財源
要求額	75	100		要求	18	3	4	50			25
決定額				決定							

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施 策								
		施策体系コード					事業番号			
		総事業費					事業期間			
		年度別事業費								
			(事業実施に関する根拠法令) 国民健康保険法							
＜事業に関する説明＞										

< 事業に関する説明 >

(事業の説明) 移送費は、当該移送の目的である療養が保険診療として適切であって、患者が移動困難であり、かつ緊急その他やむを得ないと保険者が求めた場合について、最も経済的な通常の経路および方法により移送された場合の費用により算定された額を、現に要した費用を限度として支給するものである。	(事業の目的) 負傷、疾病等により移動が困難な被保険者が、医師の指示により一時的、緊急的な必要性があつて移送された場合に、経済的な出費について補填を行い、必要な医療が受けられることを可能にする。	(事業の効果) 最も経済的な通常の経路及び方法により移送された場合の費用により算定された額を、現に要した費用を限度として支給し、必要な医療が受けられることを可能にする。
(事業実施上の問題点)	(前年度からの見直し点)	(見積についての特記事項)

平成23年度 国民健康保険特別会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	2. 保険給付費	事業名	1. 退職被保険者等移送費	課長	
項	3. 移送費	細事業名		副主幹	
目	2. 退職被保険者等移送費	担当課・係	健康保険課 (執行課： 健康保険課)	担当	
				連絡先	

予算分析	経常経費	継続事業	単独事業	(単位: 千円)							
	(歳入)	(歳出)	財源内訳	療養給付費交付金							一般財源
要求額	58	80	要求	58							22
決定額			決定								

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施 策								
		施策体系コード					事業番号			
		総事業費					事業期間			
		年度別事業費								
				(事業実施に関する根拠法令)						

<事業に関する説明>

< 事業に関する説明 >

(事業の説明) 移送費は、当該移送の目的である療養が保険診療として適切であって、患者が移動困難であり、かつ緊急その他やむを得ないと保険者が求めた場合について、最も経済的な通常の経路および方法により移送された場合の費用により算定された額を、現に要した費用を限度として支給するものである。	(事業の目的) 負傷、疾病等により移動が困難な被保険者が、医師の指示により一時的、緊急的な必要性があつて移送された場合に、経済的な出費について補填を行い、必要な医療が受けられることを可能にする。	(事業の効果) 最も経済的な通常の経路及び方法により移送された場合の費用により算定された額を、現に要した費用を限度として支給し、必要な医療が受けられることを可能にする。
(事業実施上の問題点)	(前年度からの見直し点)	(見積についての特記事項)

平成23年度 国民健康保険特別会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	2. 保険給付費	事業名	1. 出産育児一時金	課長	
項	4. 出産育児諸費	細事業名		副主幹	
目	1. 出産育児一時金	担当課・係	健康保険課 (執行課: 健康保険課)	担当	
				連絡先	

予算分析	経常経費	継続事業	単独事業	(単位: 千円)							
	(歳入)	(歳出)	財源内訳	国庫支出金	繰入金						一般財源
要求額	67,940	99,540	要求	4,740	63,200						31,600
決定額			決定								

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施 策								
		施策体系コード					事業番号			
		総事業費					事業期間			
		年度別事業費								
			(事業実施に関する根拠法令) 佐倉市国民健康保険条例							
＜事業に関する説明＞										

<事業に関する説明>

(事業の説明) 出産育児一時金の支給を行う。	(事業の目的) 子供が健やかに生まれ育つ環境づくりという観点から出産に必要な費用だけでなく育児手当金を含めた出産前後の諸費用を支給し、家計の負担を軽減するため。	(事業の効果) 出産に伴う経費を補填することにより、被保険者の軽減を図る。
(事業実施上の問題点)	(前年度からの見直し点)	(見直しについての特記事項)

平成23年度 国民健康保険特別会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	2. 保険給付費	事業名	1. 出産育児一時金支払事務手数料	課長	
項	4. 出産育児諸費	細事業名		副主幹	
目	2. 支払手数料	担当課・係	健康保険課 (執行課: 健康保険課)	担当	
				連絡先	

予算分析	経常経費	継続事業	単独事業	(単位: 千円)							
	(歳入)	(歳出)	財源内訳								一般財源
要求額	0	50	要求								50
決定額			決定								

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施 策								
		施策体系コード					事業番号			
		総事業費					事業期間			
		年度別事業費								
			(事業実施に関する根拠法令) 佐倉市国民健康保険条例							
＜事業に関する説明＞										

<事業に関する説明>

(事業の説明) 出産育児一時金の支払事務に対する手数料を、千葉県国民健康保険団体連合会に支払う。	(事業の目的) 千葉県国保連合会から出産育児一時金を各医療機関に支払う。	(事業の効果) 医療機関への支払の迅速化及び保険者の事務の負担軽減
(事業実施上の問題点)	(前年度からの見直し点)	(見積についての特記事項)

平成23年度 国民健康保険特別会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	2. 保険給付費	事業名	1. 葬祭費	課長	
項	5. 葬祭諸費	細事業名		副主幹	
目	1. 葬祭費	担当課・係	健康保険課	担当	
				(執行課: 健康保険課)	
				連絡先	

予算分析	経常経費	継続事業	単独事業	(単位: 千円)							
	(歳入)	(歳出)	財源内訳								一般財源
要求額	0	19,350	要求								19,350
決定額			決定								

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施 策								
		施策体系コード					事業番号			
		総事業費					事業期間			
		年度別事業費								
			(事業実施に関する根拠法令) 佐倉市国民健康保険条例							
＜事業に関する説明＞										

<事業に関する説明>

(事業の説明) 被保険者が死亡したとき、葬祭を行った人に対して葬祭費を支給する。	(事業の目的) 葬祭を行う者に対して負担の軽減を図る。	(事業の効果) 葬祭を行う者に対して負担の軽減を図る。
(事業実施上の問題点)	(前年度からの見直し点)	(見積についての特記事項)

平成23年度 国民健康保険特別会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	3. 後期高齢者支援金等	事業名	1. 後期高齢者支援金	課長	
項	1. 後期高齢者支援金等	細事業名		副主幹	
目	1. 後期高齢者支援金	担当課・係	健康保険課	担当	
				連絡先	

予算分析	経常経費	継続事業	単独事業	(単位:千円)							
	(歳入)	(歳出)		財源内訳	国庫支出金	県支出金	療養給付費交付金				一般財源
要求額	1,041,070	2,366,671		要求	814,925	129,678	96,467				1,325,601
決定額				決定							

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施 策								
		施策体系コード				事業番号				
		総事業費				事業期間				
		年度別事業費								
			(事業実施に関する根拠法令) 高齢者の医療の確保に関する法律							
＜事業に関する説明＞										

<事業に関する説明>

(事業の説明) 後期高齢者の医療費における各保険者負担分を拠出する。	(事業の目的) 後期高齢者医療保険の適正な運営を図ることができる。	(事業の効果) 後期高齢者医療保険の適正な運営を図ることができる。
(事業実施上の問題点)	(前年度からの見直し点)	(見積についての特記事項)

平成23年度 国民健康保険特別会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	3. 後期高齢者支援金等	事業名	1. 後期高齢者関係事務費拠出金	課長	
項	1. 後期高齢者支援金等	細事業名		副主幹	
目	2. 後期高齢者関係事務費拠出金	担当課・係	健康保険課 (執行課: 健康保険課)	担当	
				連絡先	

予算分析	経常経費	継続事業	単独事業	(単位: 千円)							
	(歳入)	(歳出)	財源内訳								一般財源
要求額	0	259	要求								259
決定額			決定								

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施 策								
		施策体系コード				事業番号				
		総事業費				事業期間				
		年度別事業費								
			(事業実施に関する根拠法令) 高齢者の医療の確保に関する法律							
＜事業に関する説明＞										

< 事業に関する説明 >

(事業の説明) 後期高齢者の医療費における各保険者負担分を拠出することに伴う事務費。	(事業の目的) 後期高齢者医療保険の適正な運営を図ることができる。	(事業の効果) 後期高齢者医療保険の適正な運営を図ることができる。
(事業実施上の問題点)	(前年度からの見直し点)	(見積についての特記事項)

平成23年度 国民健康保険特別会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	4. 前期高齢者納付金等	事業名	1. 前期高齢者納付金	課長	
項	1. 前期高齢者納付金等	細事業名		副主幹	
目	1. 前期高齢者納付金	担当課・係	健康保険課	担当	
				(執行課: 健康保険課)	
				連絡先	

予算分析	経常経費	継続事業	単独事業	(単位: 千円)							
	(歳入)	(歳出)	財源内訳	国庫支出金							一般財源
要求額	1,739	5,116	要求	1,739							3,377
決定額			決定								

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施 策								
		施策体系コード					事業番号			
		総事業費					事業期間			
		年度別事業費								
			(事業実施に関する根拠法令) 高齢者の医療の確保に関する法律							
＜事業に関する説明＞										

< 事業に関する説明 >

(事業の説明) 前期高齢者(65歳～74歳)の給付費及び前期高齢者に係る後期高齢者支援金について、保険者間の前期高齢者の偏在による負担の不均衡を調整するため、国保・被用者保険の各保険者が、その加入率に応じて負担する費用負担の調整分を診療報酬支払基金に支払うもの。	(事業の目的) 前期高齢者医療保険の適正な運営が図ることができる。	(事業の効果) 前期高齢者医療保険の適正な運営が図ることができる。
(事業実施上の問題点)	(前年度からの見直し点)	(見積についての特記事項)

平成23年度 国民健康保険特別会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	4. 前期高齢者納付金等	事業名	1. 前期高齢者関係事務費拠出金	課長	
項	1. 前期高齢者納付金等	細事業名		副主幹	
目	2. 前期高齢者関係事務費拠出金	担当課・係	健康保険課 (執行課: 健康保険課)	担当	
				連絡先	

予算分析	経常経費	継続事業	単独事業	(単位: 千円)							
	(歳入)	(歳出)	財源内訳								一般財源
要求額	0	254	要求								254
決定額			決定								

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施 策								
		施策体系コード				事業番号				
		総事業費				事業期間				
		年度別事業費								
			(事業実施に関する根拠法令) 高齢者の医療の確保に関する法律							
＜事業に関する説明＞										

< 事業に関する説明 >

(事業の説明) 前期高齢者(65歳～74歳)の給付費及び前期高齢者に係る後期高齢者支援金について、保険者間の前期高齢者の偏在による負担の不均衡を調整するため、国保・被用者保険の各保険者が、その加入率に応じて負担する費用負担の調整分を診療報酬支払基金に支払うもの。	(事業の目的) 前期高齢者医療保険の適正な運営を図ることができる。	(事業の効果) 前期高齢者医療保険の適正な運営を図ることができる。
(事業実施上の問題点)	(前年度からの見直し点)	(見積についての特記事項)

平成23年度 国民健康保険特別会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	5. 老人保健拠出金	事業名	1. 老人保健医療費拠出金	課長	
項	1. 老人保健拠出金	細事業名		副主幹	
目	1. 老人保健医療費拠出金	担当課・係	健康保険課	担当	
				(執行課: 健康保険課)	
				連絡先	

予算分析	経常経費	継続事業	単独事業	(単位: 千円)							
	(歳入)	(歳出)	財源内訳								一般財源
要求額	0	1	要求								1
決定額			決定								

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施 策								
		施策体系コード				事業番号				
		総事業費				事業期間				
		年度別事業費								
			(事業実施に関する根拠法令)							
＜事業に関する説明＞										

< 事業に関する説明 >

(事業の説明) 老人の医療費における各保険者負担分を拠出する。 (老人保健制度は、平成20年3月診療分で終了しており、今年度は、精算に伴うものである。)	(事業の目的) 各保険者の被保険者数に応じて老人の医療費を拠出する。	(事業の効果) 老人保健の適正な運営を図ることができる。
(事業実施上の問題点)	(前年度からの見直し点)	(見直しについての特記事項)

平成23年度 国民健康保険特別会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	5. 老人保健拠出金	事業名	1. 老人保健事務費拠出金	課長	
項	1. 老人保健拠出金	細事業名		副主幹	
目	2. 老人保健事務費拠出金	担当課・係	健康保険課 (執行課: 健康保険課)	担当	
				連絡先	

予算分析	経常経費	継続事業	単独事業	(単位: 千円)							
	(歳入)	(歳出)	財源内訳								一般財源
要求額	0	126	要求								126
決定額			決定								

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施 策								
		施策体系コード				事業番号				
		総事業費				事業期間				
		年度別事業費								
			(事業実施に関する根拠法令)							
＜事業に関する説明＞										

<事業に関する説明>

(事業の説明) 老人の医療費における各保険者負担分を拠出することに伴う事務費。 (老人保健制度は、平成20年3月診療分で終了しており、今年度は、精算に伴うものである。)	(事業の目的) 老人保健の適正な運営を図ることができる。	(事業の効果) 老人保健の適正な運営を図ることができる。
(事業実施上の問題点)	(前年度からの見直し点)	(見直しについての特記事項)

平成23年度 国民健康保険特別会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	6. 介護納付金	事業名	1. 介護納付費	課長	
項	1. 介護納付金	細事業名		副主幹	
目	1. 介護納付金	担当課・係	健康保険課 (執行課: 健康保険課)	担当	
				連絡先	

予算分析	経常経費	継続事業	単独事業	(単位: 千円)							
	(歳入)	(歳出)	財源内訳	国庫支出金	県支出金						一般財源
要求額	383,764	911,290	要求	326,417	57,347						527,526
決定額			決定								

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施 策								
		施策体系コード					事業番号			
		総事業費					事業期間			
		年度別事業費								
			(事業実施に関する根拠法令) 介護保険法							
＜事業に関する説明＞										

< 事業に関する説明 >

(事業の説明) 介護保険の給付費等を賄うための納付金((第2号被保険者(40～64歳)が負担するもの)、当該年度概算額(第2号被保険者1人当たり負担見込額×第2号被保険者見込数)+前々年度精算額)を社会保険診療報酬支払基金に支払う。	(事業の目的) 高齢化が進展し、介護が必要な高齢者が増加している中、高齢者を支える若い人の減少など家族だけで介護を支えるのは難しい状況になっている中で介護を社会全体で支える仕組みを目的としている。	(事業の効果) 介護保険の適正運営ができる。
(事業実施上の問題点)	(前年度からの見直し点)	(見積についての特記事項)

平成23年度 国民健康保険特別会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	7. 共同事業拠出金	事業名	1. 高額医療費共同事業拠出金	課長	
項	1. 共同事業拠出金	細事業名		副主幹	
目	1. 高額医療費共同事業拠出金	担当課・係	健康保険課 (執行課: 健康保険課)	担当	
				連絡先	

予算分析	經常経費	継続事業	単独事業	(単位: 千円)							
	(歳入)	(歳出)	財源内訳	国庫支出金	県支出金						一般財源
要求額	182,366	364,734	要求	91,183	91,183						182,368
決定額			決定								

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施 策								
		施策体系コード				事業番号				
		総事業費				事業期間				
		年度別事業費								
			(事業実施に関する根拠法令) 国民健康保険法、附属第26条							
＜事業に関する説明＞										

< 事業に関する説明 >

(事業の説明) 高額な医療費の発生が市町村国保財政に与える影響を緩和するため、レセプト1件あたり80万円を超える医療費を対象として、市町村が一定の割合で拠出金を出し合い、国及び都道府県による財政支援を受け、高額医療費が発生した市町村に交付金を交付する。	(事業の目的) 高額な医療費の発生により保険者の財政運営の安定を図るため。	(事業の効果) 医療技術の高度化等により、高額療養費の発生による国保財政への影響を緩和する。
(事業実施上の問題点)	(前年度からの見直し点)	(見直しについての特記事項)

平成23年度 国民健康保険特別会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	7. 共同事業拠出金	事業名	1. 保険財政共同安定化事業拠出金	課長	
項	1. 共同事業拠出金	細事業名		副主幹	
目	2. 保険財政共同安定化事業拠出金	担当課・係	健康保険課 (執行課： 健康保険課)	担当	
				連絡先	

予算分析	経常経費	継続事業	単独事業	(単位: 千円)							
	(歳入)	(歳出)	財源内訳								一般財源
要求額	0	1,389,492	要求								1,389,492
決定額			決定								

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施 策								
		施策体系コード				事業番号				
		総事業費				事業期間				
		年度別事業費								
			(事業実施に関する根拠法令) 国民健康保険法、附則第26条							
＜事業に関する説明＞										

< 事業に関する説明 >

(事業の説明) 市町村国保間の保険料の平準化、保険財政の安定化を図るため、レセプト1件あたり30万円を超える医療費を対象として市町村の拠出金を基に交付金を交付する。	(事業の目的) 都道府県内の市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図る。	(事業の効果) 医療技術の高度化等による、高額療養費の発生による国保財政への影響を緩和する。
(事業実施上の問題点)	(前年度からの見直し点)	(見積についての特記事項)

平成23年度 国民健康保険特別会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	7. 共同事業拠出金	事業名	1. その他共同事業拠出金	課長	
項	1. 共同事業拠出金	細事業名		副主幹	
目	3. その他共同事業拠出金	担当課・係	健康保険課 (執行課: 健康保険課)	担当	
				連絡先	

予算分析	経常経費	継続事業	単独事業	(単位: 千円)							
	(歳入)	(歳出)	財源内訳								一般財源
要求額	0	9	要求								9
決定額			決定								

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施 策								
		施策体系コード				事業番号				
		総事業費				事業期間				
		年度別事業費								
＜事業に関する説明＞		(事業実施に関する根拠法令)								

< 事業に関する説明 >

(事業の説明) 年金者受給者リストにより一般の国民健康保険被保険者の中から退職者医療制度に該当する者を抽出する。	(事業の目的) 退職者医療制度にかわる手続きをする。	(事業の効果) 一般被保険者と退職被保険者の区分をし、国保資格の適正化を図る。
(事業実施上の問題点)	(前年度からの見直し点)	(見積についての特記事項)

平成23年度 国民健康保険特別会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	8. 保健事業費	事業名	1. 特定健診事業費		
項	1. 特定健康診査等事業費	細事業名			
目	1. 特定健康診査等事業費	担当課・係	健康保険課	(執行課: 健康保険課)	

予算分析	臨時経費	継続事業	単独事業	(単位: 千円)						
	(歳入)	(歳出)	財源内訳	国庫支出金	県支出金					一般財源
要求額	34,574	74,571	要求	17,287	17,287					39,997
決定額			決定							

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施 策								
		施策体系コード				事業番号				
		総事業費				事業期間				
		年度別事業費								
<事業に関する説明>		(事業実施に関する根拠法令) 高齢者の医療の確保に関する法律(第20条) 国民健康保険法								

<事業に関する説明>

(事業の説明) 高齢者の医療の確保に関する法律により、平成20年度から医療保険者に対し、40～75歳未満の被保険者を対象とする、内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務化された。これを受けて、佐倉市国民健康保険の被保険者に特定健康診査を実施する。	(事業の目的) 生活習慣病の前段であるメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した特定健診を実施することにより、早期に生活習慣病を予防し、国民健康保険加入者の生涯にわたる生活の質の維持・向上を図ることを目的とする。生活習慣病の発症を抑制し、医療費の削減を目指す	(事業の効果) メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した特定健診の実施により、生活習慣病を早期に発見・予防し、その重症化を避けることにより中長期的に医療費を抑制する。
(事業実施上の問題点) 特定健康診査の対象者は、受診しようとする日において、佐倉市国民健康保険の被保険者であるが、異動が多いため事務が煩雑である。	(前年度からの見直し点) 特定健康診査について、広報・ホームページ・個人通知等の周知方法に合わせて、22年度からは、保険証の更新等にも文書を同封し周知に努めた。	(見積についての特記事項) 平成24年度の特定健康診査等の目標値達成状況を勘案し、平成25年度分の後期高齢者支援金の納付額が±10%の範囲内での加算・減算されるかどうかは未定。[「後期高齢者医療制度が廃止されるので支援金そのものがなくなるが、新制度においてもインセンティブは必要である」との厚生労働省からアナウンス有り]

平成23年度 国民健康保険特別会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	8. 保健事業費	事業名	2. 特定保健指導事業費		
項	1. 特定健康診査等事業費	細事業名			
目	1. 特定健康診査等事業費	担当課・係	健康保険課	(執行課: 健康保険課)	

予算分析	臨時経費	継続事業	単独事業	(単位: 千円)							
	(歳入)	(歳出)		財源内訳	国庫支出金	県支出金					一般財源
要求額	2,950	4,869		要求	1,475	1,475					1,919
決定額				決定							

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施 策								
		施策体系コード					事業番号			
		総事業費					事業期間			
		年度別事業費								
			(事業実施に関する根拠法令) 高齢者の医療の確保に関する法律(第24条) 国民健康保険法							

<事業に関する説明>

<事業に関する説明>

(事業の説明) 特定健康診査の結果により、生活習慣の改善に努める必要があると認められる者に対して、毎年度「特定保健指導」を実施する。対象者は、リスクの程度に応じて「動機付け支援」「積極的支援」に分類され、健康増進課の保健師・管理栄養士の面接、指導のもとに行動計画を策定し、その実績評価を行う。	(事業の目的) 特定健康診査の結果により生活習慣の改善に努める必要があると認められる者を対象に特定保健指導を実施することにより、早期に生活習慣病を予防し対象者の生涯にわたって生活の質の維持・向上を図る。	(事業の効果) 特定健康診査の結果により、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)該当者及びその予備群となった方々に対して、一人一人の状態にあった生活習慣病の改善に向けたサポート[特定保健指導]を実施し、中長期的な医療費の伸びの適正化を図る。
(事業実施上の問題点) 現在、特定保健指導については、健康増進課の保健師及び管理栄養士が指導にあたっているが、指導対象者が、想定数よりも増加した場合には、職員対応には限界があるため、一部アウトソーシング(委託)も検討する必要がある。	(前年度からの見直し点)	(見直しについての特記事項) 平成24年度の特定健康診査等の目標値達成状況を勘案し、平成25年度分の後期高齢者支援金の納付額が±10%の範囲内での加算・減算されるかどうかは未定。[「後期高齢者医療制度が廃止されるので支援金そのものがなくなるが、新制度においてもインセンティブは必要である」との厚生労働省からアナウンス有り]

平成23年度 国民健康保険特別会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	8. 保健事業費	事業名	1. 保健事業費	課長	
項	2. 保健事業費	細事業名		副主幹	
目	1. 保健事業費	担当課・係	健康保険課	担当	
				(執行課: 健康保険課)	
				連絡先	

予算分析	経常経費	継続事業	単独事業	(単位: 千円)							
	(歳入)	(歳出)	財源内訳								一般財源
要求額	0	4,792	要求								4,792
決定額			決定								

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施 策								
		施策体系コード				事業番号				
		総事業費				事業期間				
		年度別事業費								
＜事業に関する説明＞		(事業実施に関する根拠法令)								

<事業に関する説明>

(事業の説明) 医療費通知の実施 パンフレットの配布	(事業の目的) 被保険者に対する健康の保持増進	(事業の効果) 事業実施により、被保険者の医療費に対する認識を高め、医療保険制度に対する理解を深める。
(事業実施上の問題点)	(前年度からの見直し点)	(見積についての特記事項)

平成23年度 国民健康保険特別会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	9. 基金積立金	事業名	1. 基金積立金	課長	
項	1. 基金積立金	細事業名		副主幹	
目	1. 基金積立金	担当課・係	健康保険課	担当	
				(執行課: 健康保険課)	
				連絡先	

予算分析	経常経費	継続事業	単独事業	(単位: 千円)							
	(歳入)	(歳出)	財源内訳								一般財源
要求額	0	1	要求								1
決定額			決定								

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施 策								
		施策体系コード					事業番号			
		総事業費					事業期間			
		年度別事業費								
			(事業実施に関する根拠法令) 佐倉市国民健康保険特別会計財政調整基金条例							
＜事業に関する説明＞										

< 事業に関する説明 >

(事業の説明) 医療費の増嵩等による財源不足へ対応を図り、国保財政の基盤強化 ・安定の観点から国民健康保険事業の健全な財政運営に資するため、昭和41年度に当該基金を設置した。	(事業の目的) 基金の保有額は、過去3カ年における保険給付費、(老人保健拠出金を含む)の平均年額の5%以上有すること。	(事業の効果) ・国民健康保険事業特別会計の財源調整 ・国民健康保険事業の財政運営の健全化
(事業実施上の問題点) 基金は過去3カ年の保険給付費の平均5%を確保するという指針があるが、現実的には医療費の増嵩等により国保財政は厳しさを増し財源不足は拡大している。この財源不足を補う為に基金を取り崩し一般会計の繰入金に依存している。	(前年度からの見直し点)	(見積についての特記事項)

平成23年度 国民健康保険特別会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	10. 諸支出金	事業名	1. 償還金	課長	
項	1. 償還金及び還付加算金	細事業名		副主幹	
目	3. 償還金	担当課・係	健康保険課 (執行課: 健康保険課)	担当	
				連絡先	

予算分析	経常経費	継続事業	単独事業								(単位: 千円)
	(歳入)	(歳出)	財源内訳								一般財源
要求額	0	1	要求								1
決定額			決定								

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施 策								
		施策体系コード*					事業番号			
		総事業費					事業期間			
		年度別事業費								
			(事業実施に関する根拠法令)							

<事業に関する説明>

< 事業に関する説明 >

(事業の説明) 補助金の超過交付分の返還金。	(事業の目的)	(事業の効果)
(事業実施上の問題点)	(前年度からの見直し点)	(見積についての特記事項)

平成23年度 国民健康保険特別会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	10. 諸支出金	事業名	1. 延滞金	課長	
項	2. 延滞金	細事業名		副主幹	
目	1. 延滞金	担当課・係	健康保険課 (執行課: 健康保険課)	担当	
				連絡先	

予算分析	經常経費	継続事業	単独事業	(単位: 千円)							
	(歳入)	(歳出)	財源内訳								一般財源
要求額	0	1	要求								1
決定額			決定								

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施 策								
		施策体系コード*					事業番号			
		総事業費					事業期間			
		年度別事業費								
(事業実施に関する根拠法令)										

<事業に関する説明>

< 事業に関する説明 >

(事業の説明) 佐倉市国民健康保険の債務としての延滞金である。	(事業の目的)	(事業の効果)
(事業実施上の問題点)	(前年度からの見直し点)	(見積についての特記事項)

平成23年度 国民健康保険特別会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	11. 予備費	事業名	1. 予備費	課長	
項	1. 予備費	細事業名		副主幹	
目	1. 予備費	担当課・係	健康保険課	担当	
				(執行課: 健康保険課)	
				連絡先	

予算分析	経常経費	継続事業	単独事業	(単位: 千円)							
	(歳入)	(歳出)	財源内訳								一般財源
要求額	0	30,000	要求								30,000
決定額			決定								

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施 策								
		施策体系コード				事業番号				
		総事業費				事業期間				
		年度別事業費								
(事業実施に関する根拠法令)										

<事業に関する説明>

<事業に関する説明>

(事業の説明) 想定外の支出、予算超過の支出に充当するための経費 不測の事態等における特別会計の適切な執行、未払金の防止	(事業の目的) 予想外の支出、予算超過の支出に充てるため。	(事業の効果) 想定外の支出、予算超過の支出に充当するための経費 不測の事態等における特別会計の適切な執行、未払金の防止
(事業実施上の問題点) 予備費の額が極めて少額なため、予備費としての機能が十分には たされていない。 (一般に療養給付費総予算額の3%程度が適当→佐倉市国保予備費 の試算→3億円程度)	(前年度からの見直し点)	(見積についての特記事項)